

【添付資料】

なし

【報告事項】

1 点と線発行の進捗

(1) 第 97 号 7 月 26 日発送

(内容)

特集 新任理事監事 これからの社会福祉士を語る

誌面スーパーバイジョン

地域集会 印西・栄・成田・富里地区

社会福祉士のわ

※ゆうメール 1,012 通 × 95 円 96,140 円

平成 30 年 3 月発行分までは、@75 円 平成 30 年度から 20 円値上げ

平成 30 年 7 月発行分からが対象で年間 ((@95 円 - @75 円) × 1,000 通 × 3 回)

約 60,000 円の発送料料増額予定です。

補正予算について、次回理事会で提案予定です。

(2) 第 98 号

8 月 8 日 (水) 編集会議

9 月末頃 原稿〆切

10 月末頃 印刷業者入稿

11 月第 1 週 同封物があれば事務局へ入稿してください

11 月末頃 発送

2 点と線 印刷業者の選定

昨年度見積もり合わせを行い発注した障害者就労支援事業所 i 工房が、印刷業務縮小のため、現在、他事業所を調整中です。広報部会で見積もり合わせを行い次号発注へ向けて調整します。

【協議事項】

1 傍聴規則 (案)

前回の理事会での意見に合わせ、添付のとおり案を作成した。

議決のうえ、よければ、ホームページの規程集に掲載、理事会日程と併せて公示したい。

一般社団法人千葉県社会福祉士会 傍聴規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、千葉県社会福祉士会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所又は電話番号（報道機関に所属する者にあっては、氏名及び当該報道機関の名称）を記入しメール又は書面で、事務局へ提出の上、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の 1 週間前から会議開催時刻の 10 分前までとする。

3 傍聴人の定員は 10 人とし、傍聴しようとする者が定員を超える場合にあっては、くじにより傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が特に認めるものは、傍聴券の交付を受けて傍聴することができる。

5 傍聴券は、退場の際受付係に返還しなければならない。

（傍聴することができない者）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話機及びポケットベルを除く。）、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者（第 5 条ただし書の規定による会長の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帶びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 4 条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語し、談話し、拍手し、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (5) 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 5 条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者が事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第 6 条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第 7 条 会長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

【参考 標準市議会傍聴規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証（章）の交付を受けなければならぬ。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

- ② 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- ③ 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。
- ④ 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証（章）)

第5条 傍聴証（章）は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

- ② 傍聴証（章）の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

- ② 団体傍聴券には、団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証（章）を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証（章）を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

- ② 傍聴証（章）の交付を受けた者は、当該会期が終ったときに返還し

なければならない。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は、〇〇人とする。

② 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証（章）を所持する者でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 1 銃器その他危険なものを持っている者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 異様な服装をしている者
- 4 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 6 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

② 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。（参考）

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 2 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと
- 3 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- 4 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない
- 5 飲食又は喫煙をしないこと
- 6 みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- 7 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をして

はならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。